

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第13節 避難体制の整備	頁  67
第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。	
<hr/> <p>             なお、備蓄の基本的な考え方については、県が平成9年11月に策定した「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に準じるものとする。              1～3 (略)           </p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備については、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ見直しを行い、それまでの間は、なお従前の例によることを規定する。
第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。 <u>なお、食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備については、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえて見直しを行うものとし、それまでの間は「平成19年度広島市地震被害想定調査」等を踏まえた備蓄教量等によるものとする。</u> また、備蓄の基本的な考え方については、県が平成9年11月に策定した「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に準じるものとする。 1～3 (略)

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第17節 防災知識の普及	頁  74
第4 津波災害の予防対策《消防局防災課》 1・2 (略)	

修正後
修正理由 ○ 「第2章 震災予防計画」の「第17節 防災知識の普及」の「第4 津波災害の予防対策」を削り、「第4章 津波災害対策」に「第3節 津波災害の予防対策」を新設する。
(削る。)

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第3節 津波災害の予防対策	頁

修 正 後
<p><b>修 正 理 由</b></p> <p>○ 「第2章 震災予防計画」の「第17節 防災知識の普及」の「第4 津波災害の予防対策」を削り、「第4章 津波災害対策」に「第3節 津波災害の予防対策」を新設し、「平成25年度広島市地震被害想定」で示された津波の浸水想定（堤防の破壊による早期浸水を含む。）等を追加する。</p>
<p><b>第3節 津波災害の予防対策</b>《消防局防災課》</p> <p><b>第1 津波に対する防災意識の啓発等</b>《消防局防災課》</p> <p><b>1 防災思想の普及</b></p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、津波災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であることを市民等に周知する。</p> <p><b>2 津波災害に関する知識の普及</b></p> <p>(1) 津波災害の危険性等の周知</p> <p>市政出前講座の開催のほか、リーフレット「広島市の地震被害想定（平成25年度）」の配布等を通じ、市民に対して、津波災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識</p> <p>イ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や救済時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</p> <p>ウ 津波の影響が出始めるまでの時間は、想定されている最大波到達時間よりも短いこと、特に、瀬戸内海域活断層等による津波の場合は、地震発生後すぐに津波の影響が出始めると想定されていることや、水面よりも地面が低い場所では、地震によって堤防等が破壊され、津波が到達する前に浸水が始まるおそれがあると想定されていること。</p> <p>エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性</p>

修正前

修正後

(2) 津波想定の正確な理解

津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

3 津波に対する心得

「強い地震等を感じたら、住民や漁業及び港湾関係者等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に退避すること」を基本として、次の「津波に対する心得」に基づき、津波に対する警戒意識の再発を図る。

津波に対する心得

〈一般編〉

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 避難場所など遠方への避難に危険が伴う場合は、近くの堅固な建築物の上階等一時的に避難する。
- 4 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 5 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- 6 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

〈船舶編〉

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外の水深の深い、広い海域へ退避する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外へ退避する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

第2 津波に対する避難訓練の実施

1 実践的な避難訓練の実施

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時刻の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、浸水時避難計画マップ等を活用して地域の特性に応じた実践的な訓練を行うよう努めることとする。

2 津波情報伝達訓練の実施

沿岸地域を重点として、防災関係機関、市民、事業所が一体となって必要に応じて津波情報伝達訓練を実施し、誤伝達や伝達遅れの防止等を図る。

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第3節 津波災害の予防対策	頁

修 正 後
修 正 理 由 ○ 「第2章 震災予防計画」の「第17節 防災知識の普及」の「第4 津波災害の予防対策」を削り、「第4章 津波災害対策」に「第3節 津波災害の予防対策」を新設し、「平成25年度広島市地震被害想定」で示された津波の浸水想定（堤防の破壊による早期浸水を含む。）等を踏まえ、浸水時避難計画マップの作成に取り組むことなどについて規定する。
<b>第3節 津波災害の予防対策</b> 《消防局防災課》
第1・第2 （略）
<b>第3 津波からの避難</b> 津波等による被害軽減を図るため、平成25年3月に公表された広島県の津波浸水想定による浸水想定区域等が存在する地区において住民が主体となって作成する浸水時避難計画マップや浸水時緊急退避施設等の周知による防災知識の普及を積極的に推進する。
<b>1 浸水時避難計画マップの作成</b> 浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。
<b>2 浸水時緊急退避施設の指定等</b> 津波等による浸水想定区域内に所在する、次の要件に適合する建築物の管理者等との協定締結により浸水時緊急退避施設を指定し、緊急退避先である旨を表す標識の設置等により周知を図る。
(1) 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建以上の建築物であること。
(2) 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。
(3) 地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100㎡以上）を有すること。
(4) 緊急退避時に、容易に退避可能な構造または管理体制等を有すること。
<b>3 避難誘導体制の確立</b> 広域避難場所やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。また、津波等の想定浸水域内に想定浸水深及び海拔等を表示する標識の設置、避難場所（候補施設）における案内標識の設置、避難場所・避難路の整備や避難場所の機能を高めるための防災施設の設置等について検討を進める。
なお、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。





修正前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁  30
--	-------------

第1 避難場所・施設の確保

災害時における被災者の避難を円滑にし、災害から市民の生命の安全を確保するため、災害に対して安全な建物、公園広場等を避難場所・施設として使用するとともに、避難地に通じる避難路の整備や避難地としての機能を強化するための学校・公園等既存の広場の整備に取り組む。なお、民間施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ておくものとする。

修正後

修正理由

○ 災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、災害の種類ごとに、災害の危険が及ばない場所又は施設を「指定緊急避難場所」として、また、被災者が一定期間滞在するための生活環境を満たしている施設を「指定避難所」として指定することを追加する。

第1 避難場所・施設の確保

災害時における被災者の避難を円滑にし、災害から市民の生命の安全を確保するため、災害に対して安全な建物、公園広場等を避難場所・施設として使用する

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定に基づき、災害の種類ごとに、災害の危険が及ばない場所又は施設を「指定緊急避難場所」として、また、同法第49条の7の規定に基づき、被災者が一定期間滞在するための生活環境を満たしている施設を「指定避難所」として指定する。



修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 災害時要援護者に係る災害の予防対策	頁  43～45
<h3>第9節 災害時要援護者に係る災害の予防対策</h3> <p>災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人市民、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。</p> <p>本計画では、「災害時要援護者」の定義は、<u>災害時において自分の身体・生命を守るための判断や防災行動が特に困難な者とする。</u></p> <p>「災害時要援護者」を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら、地域社会の中で共に生活できるよう、災害予防対策の推進を図る。</p> <p><b>第1 災害時要援護者の現況</b> 本市における災害時要援護者の現況は、以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 災害時要援護者に係る災害の予防対策</b></p> <p>1 災害時要援護者世帯における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課・予防課》</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時要援護者情報伝達体制の整備 災害時要援護者の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、災害時要援護者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。</p> <p>(3) 避難場所の整備 災害時要援護者のため特別に配慮された避難場所（福祉避難所）を整備するとともに、必要に応じて一般の避難場所に区画されたスペースを設けるなど、災害時要援護者に配慮した避難場所の確保に努める。</p> <p>(4) 避難路の整備・管理 災害時要援護者が避難場所まで安全に避難できるよう、安全施設等の整備を進めるとともに、避難を阻害している物的条件の適正化を図る。</p>	

修 正 後	
<b>修 正 理 由</b> ○ 災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月 21 日）に伴い、災害時に特に避難支援を要する者の用語を「避難行動要支援者」に修正するとともに、外部の避難支援者への避難行動要支援者名簿の提供等について追加する。 ○ 高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の用語を「要配慮者」に修正する。	
<h3>第9節 要配慮者 _____ に係る災害の予防対策</h3> <p>災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人市民、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。</p> <p>本計画では、「要配慮者 _____」の定義は、<u>高齢者、障害児、乳幼児その他の特に配慮を要する者とする。</u>災害時において自分の身体・生命を守るための判断や防災行動が特に困難な者がこれに当たる。</p> <p>「要配慮者 _____」を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら、地域社会の中で共に生活できるよう、災害予防対策の推進を図る。</p> <p><b>第1 要配慮者 _____ の現況</b> 本市における要配慮者 _____ の現況は、以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 要配慮者 _____ に係る災害の予防対策（避難行動要支援者に係る支援体制は本節第3に記載）</b></p> <p>1 要配慮者 _____ 世帯における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課・予防課》</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者 _____ 情報伝達体制の整備 要配慮者 _____ の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、要配慮者 _____ 情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。</p> <p>(3) 避難場所の整備 要配慮者 _____ のため特別に配慮された避難場所（福祉避難所）を整備するとともに、必要に応じて一般の避難場所に区画されたスペースを設けるなど、要配慮者 _____ に配慮した避難場所の確保に努める。</p> <p>(4) 避難路の整備・管理 要配慮者 _____ が避難場所まで安全に避難できるよう、安全施設等の整備を進めるとともに、避難を阻害している物的条件の適正化を図る。</p>	

修正前

(5) 支援体制の確立

ア 災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な災害時要援護者については、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、自主防災組織、町内会、民生委員、社会福祉協議会などの協力の下、災害時要援護者一人一人について、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、災害時要援護者の状況などを整理した避難支援プランの作成を推進し、避難救護体制の確立を図る。

イ 災害時要援護者のリストを作成するとともに、関係部局で共有し、当該リストを活用した安否確認体制等の確立を図る。

5 (略)

修正後

5 (略)

第3 避難行動要支援者に係る支援体制《健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・生活課》

1 支援体制の確立

本計画では、「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとする。

災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な避難行動要支援者については、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画等に基づき、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織などの協力の下、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者一人一人について、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、避難行動要支援者の状況などを整理した個別の計画（以下「個別計画」という。）を作成し、支援体制の確立を図る。

2 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、一人暮らしである者又は同居親族等がいる場合にあってはその者が75歳以上の者若しくは身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯に属する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所している者は、原則として含まない。

- (1) 高齢者等（介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護3以上の者）
- (2) 身体障害者（身体障害者福祉法で規定されている肢体不自由障害（上肢を除く。）1～3級、視覚障害1～2級又は聴覚障害1～2級の者）
- (3) 知的障害者（厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち(A)又はA判定の者）
- (4) 難病患者（難病患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等のうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付のサービスを受けているもの）

※上記以外の者であっても、実態を踏まえながら市長が避難支援が必要であると認める場合は、対象とすることができる。

修正前

修正後

3 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 町内会・自治会
- (4) 自主防災組織
- (5) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

4 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ

(1) 避難行動要支援者の把握

ア 福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者となる可能性のある者（以下「対象予定者」という。）を全市で一括してリストアップする（リストアップしたものを「対象予定者リスト」という。）。

イ 対象予定者リストに掲載されていない者であっても、必要に応じて、民生委員等が日頃の活動から知り得ている情報を基に、避難支援が必要と思われるものを対象予定者として適宜追加する。

(2) 実態調査及び同意確認

ア 広島市民生委員児童委員協議会に依頼し、民生委員に対象予定者を個別に訪問し、面接により生活実態等の調査を実施してもらう。

イ アの生活実態等の調査の結果、避難行動要支援者に該当する者には、本事業の目的等を説明し、本事業による避難支援を受けることについて意向確認を行う。

ウ 本事業の避難支援を受けることを希望する者については、併せて避難行動要支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ ウの同意をした者から提出された個別計画登録届に基づき、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

- (イ) 氏名
- (ロ) 生年月日
- (ハ) 性別
- (ニ) 住所又は居所
- (ホ) 電話番号その他の連絡先
- (ヘ) 避難支援等を必要とする事由
- (ニ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ アの調査に応じない者、本事業による避難支援を希望しない者及び避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供することに同意しない者の情報を避難行動要支援者名簿のうち不同意者リストに登録し、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

修正前

修正後

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理

ア 広島市の関係部局及び避難支援等関係者は、避難支援者、避難場所及び避難経路などを整理した個別計画の作成に協力するものとする。

イ 個別計画登録届を提出した者は、避難支援等関係者の協力を得ながら複数の避難支援者を定める。

ウ 避難支援者を定める場合は、あらかじめ避難支援者となることと併せて、避難支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ 個別計画は、広島市の関係部局、避難行動要支援者本人及び避難支援者等の個別計画に記載されている者の間で情報共有・管理する。

オ 避難行動要支援者名簿のうち同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

カ 避難行動要支援者名簿及び個別計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者名簿及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

キ 従前より作成している災害時要援護者に係る登録台帳及び避難支援プランは、それぞれ避難行動要支援者名簿及び個別計画と位置付ける。

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の追加、更新等

原則として、少なくとも年1回、避難行動要支援者名簿及び個別計画の追加、更新等を行うとともに、適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するものとする。

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第23節 災害時における要援護者への避難支援等	頁  184～186
--	------------------

**第23節 災害時における要援護者への避難支援等**《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい災害時要援護者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

災害時要援護者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、災害時要援護者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の「要援護者」の安否確認や避難支援、状況把握などの災害時要援護者対策を講じる。

1 要援護者の安否確認と要望の把握

(1) 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

ア 区災害対策本部及び消防局は、災害時要援護者のリストを基に、災害時要援護者の避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要援護者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。

区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

ウ 病院や社会福祉施設等要援護者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

(2) (略)

(3) 避難

ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要援護者の避難の介助に努める。

修正後

修正理由

○ 災害対策基本法の改正（平成25年6月21日）に伴い、災害時に特に避難支援を要する者の用語を「避難行動要支援者」に修正するとともに、災害時における避難行動要支援者への避難支援等を追加する。

○ 高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の用語を「要配慮者」に修正する。

**第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等**《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい要配慮者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

要配慮者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、要配慮者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の要配慮者の安否確認や避難支援、状況把握などの対策を講じる。

1 要配慮者の安否確認と要望の把握

(1) 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

ア 区災害対策本部及び消防局は、要配慮者、とりわけ避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要配慮者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。

区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

ウ 病院や社会福祉施設等要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

(2) (略)

(3) 避難

ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。

## 修正前

イ 避難支援プランを整備した場合は、当該避難支援プランに基づき、自主防災組織、町内会、民生委員及び社会福祉協議会などの協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって災害時要援護者の避難支援を行う。

ウ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

### (4) 避難場所での災害時要援護者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要援護者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に災害時要援護者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した災害時要援護者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要援護者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。

イ (略)

ウ 避難場所において、障害者や高齢者等要援護者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ (略)

### (5) 要援護者の実態把握

健康福祉局は、要援護者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（2～3日を目処とする。）に避難場所に避難している要援護者及び在宅の要援護者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要援護者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) (略)

## 2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要援護者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

### (1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要援護者又は被災により在宅で十分に介護できない要援護者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

### (2) 在宅援護

ア (略)

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要援護者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

## 修正後

イ 個別計画が作成されている避難行動要支援者については、当該個別計画に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。

ウ 避難支援者は、自主避難の呼びかけ段階から避難支援に要する時間を考慮し、避難勧告の発令前であっても、個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。

エ 避難支援者及び避難支援等関係者も発災時には被災することもあり得ることから、避難行動要支援者の避難支援については、自身及びその家族の安全を確保した上で、できる範囲の避難支援を行う。

オ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

### (4) 避難場所での要配慮者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。

イ (略)

ウ 避難場所において、障害者や高齢者等要配慮者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ (略)

### (5) 要配慮者の実態把握

健康福祉局は、要配慮者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（2～3日を目処とする。）に避難場所に避難している要配慮者及び在宅の要配慮者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要配慮者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) (略)

## 2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要配慮者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

### (1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要配慮者又は被災により在宅で十分に介護できない要配慮者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

### (2) 在宅援護

ア (略)

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要配慮者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

修正前

ウ 補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要援護者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

エ・オ （略）

修正後

ウ 補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要配慮者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

エ・オ （略）

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第15節 災害時要援護者に係る災害の予防対策	頁  70・71
<p><b>第15節 災害時要援護者に係る災害の予防対策</b></p> <p>災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人市民、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。</p> <p>本計画では、「災害時要援護者」の定義は、  <u>災害時において自分の身体・生命を守るための判断や防災行動が特に困難な者とする。</u></p> <p>「災害時要援護者」を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら、地域社会の中で共に生活できるよう、災害予防対策の推進を図る。</p> <p><b>第1 災害時要援護者の現況</b>            本市における災害時要援護者の現況は、以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 災害時要援護者に係る災害の予防対策</b></p> <p>1 災害時要援護者世帯における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課・予防課》</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時要援護者情報伝達体制の整備            災害時要援護者の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、災害時要援護者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。</p> <p>(3) 避難場所の整備            災害時要援護者のため特別に配慮された避難場所（福祉避難所）を整備するとともに、必要に応じて一般の避難場所に区画されたスペースを設けるなど、災害時要援護者に配慮した避難場所の確保に努める。</p> <p>(4) 避難路の整備・管理            災害時要援護者が避難場所まで安全に避難できるよう、安全施設等の整備を進めるとともに、避難を阻害している物的条件の適正化を図る。</p>	

修 正 後	
<p style="text-align: center;">修 正 理 由</p> <p>○ 災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月 21 日）に伴い、災害時に特に避難支援を要する者の用語を「避難行動要支援者」に修正するとともに、外部の避難支援者への避難行動要支援者名簿の提供等について追加する。</p> <p>○ 高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の用語を「要配慮者」に修正する。</p>	
<p><b>第15節 要配慮者 _____ に係る災害の予防対策</b></p> <p>災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人市民、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。</p> <p>本計画では、「要配慮者 _____」の定義は、<u>高齢者、障害児、乳幼児その他の特に配慮を要する者とする。</u>災害時において自分の身体・生命を守るための判断や防災行動が特に困難な者がこれに当たる。</p> <p>「要配慮者 _____」を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら、地域社会の中で共に生活できるよう、災害予防対策の推進を図る。</p> <p><b>第1 要配慮者 _____ の現況</b>            本市における要配慮者 _____ の現況は、以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 要配慮者 _____ に係る災害の予防対策（避難行動要支援者に係る支援体制は本節第3に記載）</b></p> <p>1 要配慮者 _____ 世帯における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課・予防課》</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者 _____ 情報伝達体制の整備            要配慮者 _____ の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、要配慮者 _____ 情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。</p> <p>(3) 避難場所の整備            要配慮者 _____ のため特別に配慮された避難場所（福祉避難所）を整備するとともに、必要に応じて一般の避難場所に区画されたスペースを設けるなど、要配慮者 _____ に配慮した避難場所の確保に努める。</p> <p>(4) 避難路の整備・管理            要配慮者 _____ が避難場所まで安全に避難できるよう、安全施設等の整備を進めるとともに、避難を阻害している物的条件の適正化を図る。</p>	



修正前

(5) 支援体制の確立

ア 災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な災害時要援護者については、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、自主防災組織、町内会、民生委員、社会福祉協議会などの協力の下、災害時要援護者一人一人について、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、災害時要援護者の状況などを整理した避難支援プランの作成を推進し、避難救護体制の確立を図る。

イ 災害時要援護者のリストを作成するとともに、関係部局で共有し、当該リストを活用した安否確認体制等の確立を図る。

5 (略)

修正後

5 (略)

第3 避難行動要支援者に係る支援体制《健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・生活課》

1 支援体制の確立

本計画では、「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとする。

災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な避難行動要支援者については、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画等に基づき、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織などの協力の下、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者一人一人について、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、避難行動要支援者の状況などを整理した個別の計画（以下「個別計画」という。）を作成し、支援体制の確立を図る。

2 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、一人暮らしである者又は同居親族等がいる場合にあってはその者が75歳以上の者若しくは身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯に属する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所している者は、原則として含まない。

- (1) 高齢者等（介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護3以上の者）
- (2) 身体障害者（身体障害者福祉法で規定されている肢体不自由障害（上肢を除く。）1～3級、視覚障害1～2級又は聴覚障害1～2級の者）
- (3) 知的障害者（厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち(A)又はA判定の者）
- (4) 難病患者（難病患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等のうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付のサービスを受けているもの）

※上記以外の者であっても、実態を踏まえながら市長が避難支援が必要であると認める場合は、対象とすることができる。

修正前

修正後

3 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 町内会・自治会
- (4) 自主防災組織
- (5) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

4 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ

(1) 避難行動要支援者の把握

ア 福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者となる可能性のある者（以下「対象予定者」という。）を全市で一括してリストアップする（リストアップしたものを「対象予定者リスト」という。）。

イ 対象予定者リストに掲載されていない者であっても、必要に応じて、民生委員等が日頃の活動から知り得ている情報を基に、避難支援が必要と思われるものを対象予定者として適宜追加する。

(2) 実態調査及び同意確認

ア 広島市民生委員児童委員協議会に依頼し、民生委員に対象予定者を個別に訪問し、面接により生活実態等の調査を実施してもらう。

イ アの生活実態等の調査の結果、避難行動要支援者に該当する者には、本事業の目的等を説明し、本事業による避難支援を受けることについて意向確認を行う。

ウ 本事業の避難支援を受けることを希望する者については、併せて避難行動要支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ ウの同意をした者から提出された個別計画登録届に基づき、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

- (イ) 氏名
- (ロ) 生年月日
- (ハ) 性別
- (ニ) 住所又は居所
- (ホ) 電話番号その他の連絡先
- (ヘ) 避難支援等を必要とする事由
- (ト) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ アの調査に応じない者、本事業による避難支援を希望しない者及び避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供することに同意しない者の情報を避難行動要支援者名簿のうち不同意者リストに登録し、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

修正前

修正後

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理

ア 広島市の関係部局及び避難支援等関係者は、避難支援者、避難場所及び避難経路などを整理した個別計画の作成に協力するものとする。

イ 個別計画登録届を提出した者は、避難支援等関係者の協力を得ながら複数の避難支援者を定める。

ウ 避難支援者を定める場合は、あらかじめ避難支援者となることと併せて、避難支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ 個別計画は、広島市の関係部局、避難行動要支援者本人及び避難支援者等の個別計画に記載されている者間で情報共有・管理する。

オ 避難行動要支援者名簿のうち同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

カ 避難行動要支援者名簿及び個別計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者名簿及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

キ 従前より作成している災害時要援護者に係る登録台帳及び避難支援プランは、それぞれ避難行動要支援者名簿及び個別計画と位置付ける。

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の追加、更新等

原則として、少なくとも年1回、避難行動要支援者名簿及び個別計画の追加、更新等を行うとともに、適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するものとする。

修正前

震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	
第23節 災害時における要援護者への避難支援等	218・219

**第23節 災害時における要援護者への避難支援等**《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい災害時要援護者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

災害時要援護者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、災害時要援護者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の「要援護者」の安否確認や避難支援、状況把握などの災害時要援護者対策を講じる。

1 要援護者の安否確認と要望の把握

- (1) 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握
  - ア 区災害対策本部及び消防局は、災害時要援護者のリストを基に、災害時要援護者の\_\_\_\_\_の避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。
  - イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要援護者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。  
区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。  
なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。
  - ウ 病院や社会福祉施設等要援護者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。
- (2) (略)
- (3) 避難
  - ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要援護者の避難の介助に努める。

修正後

修正理由
○ 災害対策基本法の改正（平成25年6月21日）に伴い、災害時に特に避難支援を要する者の用語を「避難行動要支援者」に修正するとともに、災害時における避難行動要支援者への避難支援等を追加する。
○ 高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の用語を「要配慮者」に修正する。

**第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等**《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども・家庭支援課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい要配慮者\_\_\_\_\_については、支援や対応に万全を期する必要がある。

要配慮者\_\_\_\_\_が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、要配慮者\_\_\_\_\_に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の要配慮者\_\_\_\_\_の安否確認や避難支援、状況把握などの\_\_\_\_\_対策を講じる。

1 要配慮者の安否確認と要望の把握

- (1) 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握
  - ア 区災害対策本部及び消防局は、要配慮者、とりわけ避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。
  - イ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要配慮者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。  
区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。  
なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。
  - ウ 病院や社会福祉施設等要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。
- (2) (略)
- (3) 避難
  - ア 自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。

修正前

イ 避難支援プランを整備した場合は、当該避難支援プランに基づき、自主防災組織、町内会、民生委員及び社会福祉協議会などの協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって災害時要援護者の避難支援を行う。

ウ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

(4) 避難場所での災害時要援護者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要援護者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に災害時要援護者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した災害時要援護者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要援護者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。

イ (略)

ウ 避難場所において、障害者や高齢者等要援護者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ (略)

(5) 要援護者の実態把握

健康福祉局は、要援護者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（2～3日を目処とする。）に避難場所に避難している要援護者及び在宅の要援護者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要援護者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) (略)

2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要援護者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

(1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要援護者又は被災により在宅で十分に介護できない要援護者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

(2) 在宅援護

ア (略)

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要援護者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

修正後

イ 個別計画が作成されている避難行動要支援者については、当該個別計画に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。

ウ 避難支援者は、自主避難の呼びかけ段階から避難支援に要する時間を考慮し、避難勧告の発令前であっても、個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。

エ 避難支援者及び避難支援等関係者も発災時には被災することもあり得ることから、避難行動要支援者の避難支援については、自身及びその家族の安全を確保した上で、できる範囲の避難支援を行う。

オ 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

(4) 避難場所での要配慮者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。

ア 高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。

イ (略)

ウ 避難場所において、障害者や高齢者等要配慮者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ (略)

(5) 要配慮者の実態把握

健康福祉局は、要配慮者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（2～3日を目処とする。）に避難場所に避難している要配慮者及び在宅の要配慮者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要配慮者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

(6) (略)

2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要配慮者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

(1) 救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要配慮者又は被災により在宅で十分に介護できない要配慮者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

(2) 在宅援護

ア (略)

イ 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要配慮者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

修正前

ウ 補装具及び日常生活用具の交付・給付  
盲人安全つえ（白杖）等要援護者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。  
エ・オ（略）

修正後

ウ 補装具及び日常生活用具の交付・給付  
盲人安全つえ（白杖）等要配慮者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。  
エ・オ（略）